

事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等の軽減制度のご案内

申請期限：令和3年2月1日（月）まで

受付開始 令和3年1月4日から

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業を営む者を除きます。

対象となる資産

対象となる方が所有する事業用家屋及び償却資産（土地は対象外）

「事業用家屋」とは、事務所や店舗、工場などの居住用の住宅以外の家屋のほか、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなどが該当します。

令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。

軽減される期間
及び割合

対象税目	減少割合	軽減割合
固定資産税及び 都市計画税	30%以上50%未満	50%
	50%以上	100%

提出書類

(1) 特例申告書 東近江市HPからダウンロードできます。

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000011862.html>

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付

※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(3) 収入が減少したことを証する書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

※収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(4) 特例対象家屋の事業対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）

青色決算書など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

申告方法

認定支援機関

①

②

中小事業者等

③

東近江市

① 提出書類一式を用意し、認定経営革新等支援機関（東近江市商工会等）の確認を依頼

② 認定経営革新支援機関が内容を確認し、確認印を受ける

③ 認定支援機関の確認を得た書類を東近江市資産税課へ提出

詳しくは、東近江市市役所資産税課のホームページをご覧ください。

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000011862.html>

東近江市商工会

527-0113 東近江市池庄町505

電話 0749-45-5077